指定管理者の指定について

平成30年度から指定管理者制度を更新する以下の施設について、平成29年12月に開催された平成29年第6回栗原市議会定例会において議決を受け、指定管理者の指定を行いましたのでお知らせします。
なお、今後、市と指定管理者において施設の管理に関する協定書を締結することになります。

選定方法	施設名及び所在地		指定管理者となる団体名及び事務所所在地		指定の期間	問い合わせ先		
						名称	電話	E－mail
非公募	栗原市金田公民館、 栗原市一迫農村環境改善センター	栗原市一迫字川口中野30番地	一迫地区金田コミュニティ推進協議会	宮城県栗原市一迫字川口中野30番地	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで　（1年間）	教育部社会教育課	0228-42-3514	shakaikyoiku@kuriharacity.jp
	栗原市長崎公民館	栗原市一迫字上中島39番地1	一迫地区長崎コミュニティ推進協議会	宮城県栗原市一迫字上中島39番地1	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで　（1年間）			
	栗原市姫松公民館、 栗原市一迫農村婦人の家	栗原市一迫北沢十文字62番地5	一迫姫松地区コミュニティ推進協議会	宮城県栗原市一迫北沢十文字62番地5	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで　（1年間）			
公募	栗原市小田ダム湖畔パークゴルフ場	栗原市一迫字長崎川台53番地5	協業組合アクアテック栗原	宮城県栗原市築館伊豆三丁目1番5号	平成30年4月1日から平成35年3月31日まで　（5年間）			